

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月28日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	東京都
3. 市区町村名	三鷹市
4. 届出番号	29
5. 独自利用事務の事例番号	57-2
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.city.mitaka.tokyo.jp/c_categories/index05003006.html">http://www.city.mitaka.tokyo.jp/c_categories/index05003006.html</a>

執行機関名 三鷹市長

児童の育成に係る手当、遺児に係る手当等の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	ひとり親家庭の支援等に関する事務であって規則で定めるもの(ひとり親)(三鷹市児童育成手当条例(昭和46年三鷹市条例第35号)による児童育成手当の支給に関する事務)
②番号法別表第1の項	37	
③番号法別表第2の項	57	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		三鷹市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成28年1月1日施行)別表第1の第12の項 ひとり親家庭の支援等に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童扶養手当法(昭和三十六年十一月二十九日法律第二百三十八号)第1条	三鷹市児童育成手当条例第1条 三鷹市児童育成手当条例第4条第1項第1号
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もつて児童の福祉の増進を図ることを目的とする。	第1条 この条例は、児童について児童育成手当(以下「手当」という。)を支給することにより、児童の福祉の増進を図ることを目的とする。 第4条 手当は、次の各号のいずれかに該当する者(以下「支給要件児童」という。)の保護者であって、三鷹市の区域内に住所を有するものに支給する。 (1) 父若しくは母が死亡し、若しくは規則で定める程度の障がいの状態となり、又は父母が婚姻を解消し、若しくはこれと同様の状態にある18歳に達した日の属する年度の末日以前の児童

⑦独自利用事務の関連規範		三鷹市児童育成手当条例 三鷹市児童育成手当条例施行規則(昭和57年7月1日規則第29号)
--------------	--	-------------------------------------------------

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号	三鷹市児童育成手当条例第6条
②事務の内容	児童扶養手当法第六条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	受給資格及び手当の額の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号 ロ	三鷹市児童育成手当条例第4条第2項第2号 三鷹市児童育成手当条例施行規則第6条第1号又は第3号
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	手当支給児童に係る児童福祉法第五十六条第一項の負担能力の認定又は同条第二項の費用の徴収に関する情報(同法第二十七条第一項第三号又は第二項の措置に係る部分に限る。)	手当支給児童に係る児童福祉法第五十六条第一項の負担能力の認定又は同条第二項の費用の徴収に関する情報(同法第二十七条第一項第三号又は第二項の措置に係る部分に限る。)

特定個人情報2

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号 ハ	三鷹市児童育成手当条例第4条第1項第2号
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	手当支給児童に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	手当支給児童に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

特定個人情報3

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号 ニ	三鷹市児童育成手当条例第4条第2項第1号 三鷹市児童育成手当条例施行規則第3条から第5条まで
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該請求を行う者又は当該者の配偶者若しくは当該者と生計を同じくする扶養義務者(当該者が養育者である場合は、当該者の生計を維持する扶養義務者。以下この条において同じ。)に係る道府県民税に関する情報	当該額の認定の申請を行う者又は当該者の配偶者に係る道府県民税に関する情報

特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号 ホ	三鷹市児童育成手当条例第4条第1項第1号、第2項第1号及び第3号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該請求を行う者若しくは手当支給児童又はこれらの者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該申請を行う者若しくは手当支給児童又はこれらの者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
特定個人情報5		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号 ヘ	三鷹市児童育成手当条例第4条第2項第2号 三鷹市児童育成手当条例施行規則第6条第2号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	手当支給児童に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付(療養介護及び施設入所支援に係るものに限る。)の支給に関する情報	手当支給児童に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付(療養介護及び施設入所支援に係るものに限る。)の支給に関する情報
特定個人情報6		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号 ト	三鷹市児童育成手当条例第4条第1項第2号及び別表(第4条関係)
②情報提供者	厚生労働大臣又は都道府県知事	厚生労働大臣又は都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	当該請求を行う者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当の支給に関する情報	当該申請を行う者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当の支給に関する情報
事務2	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 2 号	三鷹市児童育成手当条例第8条第1項
②事務の内容	児童扶養手当法第八条第一項の手当の額の改定の請求に係る事実についての審査に関する事務	手当の額の改定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 2 号 ロ	三鷹市児童育成手当第8条第1項 三鷹市児童育成手当条例施行規則第6条第1号及び同条第3号
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	手当支給児童に係る児童福祉法第二十七条第一項第三号若しくは第二項又は第二十七条の二第一項の措置に関する情報	手当改定児童に係る児童福祉法第二十七条第一項第三号若しくは第二項又は第二十七条の二第一項の措置に関する情報

特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 2 号 ハ	三鷹市児童育成手当条例第8条第1項 三鷹市児童育成手当条例施行規則第10条第1項第3号
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	手当改定児童に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	手当改定児童に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 2 号 ニ	三鷹市児童育成手当第8条第1項 三鷹市児童育成手当条例施行規則第10条第1項第1号、第3号及び第4号
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	手当改定児童又は当該手当改定児童と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報	手当改定児童又は当該手当改定児童と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 2 号 ホ	三鷹市児童育成手当第8条第1項 三鷹市児童育成手当条例施行規則第6条第2号及び第10条第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	手当改定児童に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付(療養介護及び施設入所支援に係るものに限る。)の支給に関する情報	手当改定児童に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付(療養介護及び施設入所支援に係るものに限る。)の支給に関する情報
特定個人情報5		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 2 号 ヘ	三鷹市児童育成手当条例第8条第1項 三鷹市児童育成手当条例施行規則第10条第1項第3号
②情報提供者	厚生労働大臣又は都道府県知事	厚生労働大臣又は都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	当該請求を行う者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当の支給に関する情報	当該申請を行う者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当の支給に関する情報
事務3	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 5 号	三鷹市児童育成手当条例第12条

②事務の内容	児童扶養手当法施行規則第四条の現況の届出に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	現況届の受理、その届出に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 5 号 ロ	三鷹市児童育成手当条例第4条第2項第2号及び第12条 三鷹市児童育成手当条例施行規則第6条第1号、同条第3号及び第13条
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	現況届出児童に係る児童福祉法第二十七条第一項第三号若しくは第二項又は第二十七条の二第一項の措置に関する情報	現況届出児童に係る児童福祉法第二十七条第一項第三号若しくは第二項又は第二十七条の二第一項の措置に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 5 号 ハ	三鷹市児童育成手当条例第4条第1項第2号及び第12条 三鷹市児童育成手当条例施行規則第13条
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	現況届出児童に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	現況届出児童に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 5 号 ニ	三鷹市児童育成手当条例第12条 三鷹市児童育成手当条例施行規則第13条第5号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該届出を行う者又は当該者の配偶者若しくは当該者と生計を同じくする扶養義務者に係る道府県民税に関する情報	当該届出を行う者又は当該者の配偶者に係る道府県民税に関する情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 5 号 ホ	三鷹市児童育成手当条例第12条 三鷹市児童育成手当条例施行規則第13条第1号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該届出を行う者若しくは現況届出児童又はこれらの者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該届出を行う者若しくは現況届出児童又はこれらの者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
特定個人情報5		

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 5 号 へ	三鷹市児童育成手当条例第4条第2項第2号及び第12条 三鷹市児童育成手当条例施行規則第6条第2号及び第13条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	現況届出児童に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付(療養介護及び施設入所支援に係るものに限る。)の支給に関する情報	現況届出児童に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付(療養介護及び施設入所支援に係るものに限る。)の支給に関する情報

特定個人情報6

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 5 号 ト	三鷹市児童育成手当条例第4条第1項第2号、第12条及び別表(第4条関係) 三鷹市児童育成手当条例施行規則第13条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該届出を行う者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当の支給に関する情報	当該届出を行う者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当の支給に関する情報

備考	
----	--